

令和 8 年 3 月 1 8 日
都市計画課開発指導室

鎌ヶ谷市宅地開発施設整備基準の改正について

1 概要について

鎌ヶ谷市宅地開発施設整備基準を令和 8 年 4 月 1 日から改正します。

なお、令和 8 年 4 月 1 日以降に事前協議申請を行った案件から、改正された鎌ヶ谷市宅地開発施設整備基準を基に協議を行います。

2 改正があった施設整備基準について

- (1) 第 2 道路基準
- (2) 第 3 排水基準
- (3) 第 4 公園、緑化基準
- (4) 第 5 駐車施設基準
- (5) 第 8 ごみ処理及び施設整備基準
- (6) その他

3 改正があった内容について

別紙新旧対照表を確認してください。

4 各担当課

- (1) 第 2 道路基準
道路河川管理課、開発指導室
- (2) 第 3 排水基準
下水道課
- (3) 第 4 公園、緑化基準
公園緑地課
- (4) 第 5 駐車施設基準
道路河川管理課、安全対策課
- (5) 第 8 ごみ処理及び施設整備基準
クリーン推進課
- (6) その他
市民活動推進課